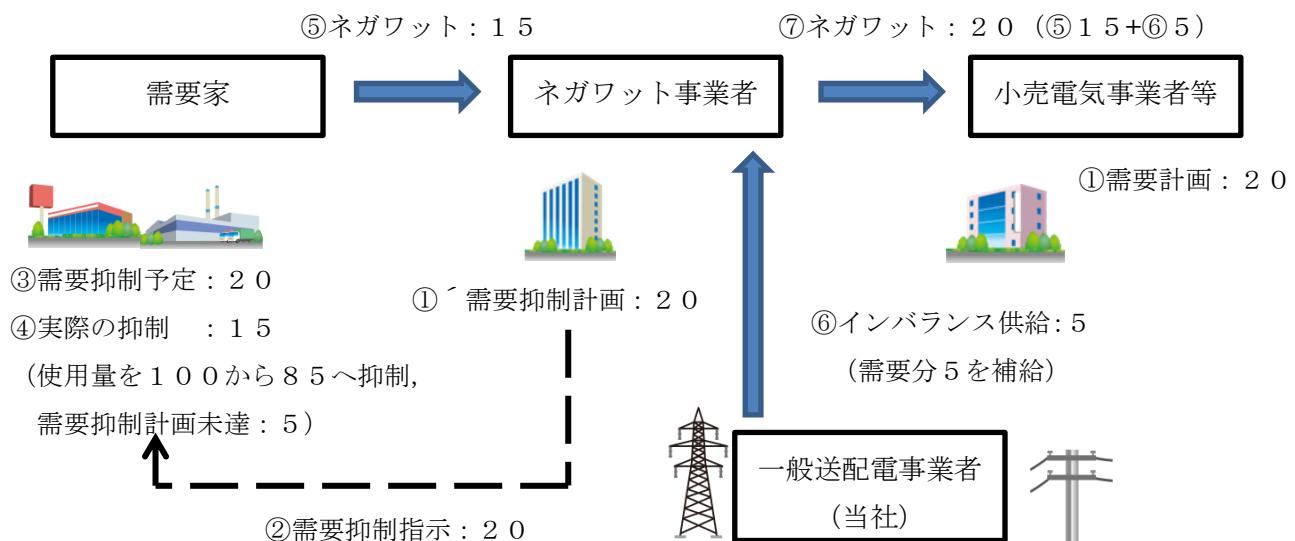


託送供給等約款認可（平成29年3月1日）における規定内容

1. ネガワット取引に係るインバランス供給

小売電気事業者等がネガワット事業者からの調達分を含めた需要計画を、また、仲介役となるネガワット事業者が需要抑制計画をそれぞれ決定します。電力広域的運営推進機関を通じて一般送配電事業者（当社）に提出される需要抑制計画値に基づいて、需要家が需要抑制を行う際、需要家が需要抑制計画値に対して抑制した電力量に過不足が生じた場合に、一般送配電事業者（当社）が調整を行います。抑制電力量が不足した場合は不足分の電力を一般送配電事業者（当社）が供給し、抑制電力量が超過した場合は余剰分の電力を一般送配電事業者（当社）が買取ることになります。

（ネガワット取引に係るインバランス供給のイメージ）



2. 計画不整合が生じた場合の取扱いの設定

計画値同時同量制度において、小売電気事業者が作成する需要計画や、発電事業者等が作成する発電計画等、関連する各計画の間で値が整合していることが前提となります。計画提出期限（実需給の1時間前）時点で不整合が残った場合のインバランスの精算方法を新たに設定いたしました。

以上